

# 処方・調剤・ 保険請求の

# Q & A

日本薬剤師会

**Q** 同一医療機関および同一診療科で、午前中にA医師から慢性疾患の薬が処方されましたが、その後、体調の変化により、午後に別のB医師から追加の薬が処方されました。「同一医療機関」、「同一診療科」、「異なる医師」により交付された2枚の処方せんを、同一日の異なる時間もしくは同時に受け付けた場合、異なる医師による処方せんであることに関してその理由などを医療機関に確認する必要はありますか。また、レセプトへの記載についても教えてください。(匿名希望)

**A** 処方せん受付時に患者より聞き取った内容から、その理由などが確認できたのであれば、特段問題ないと思われます。

処方せんの受付回数取り扱いについては、「同一患者から同一日に複数の処方せんを受け付けた場合、同一保険医療機関の同一医師によって交付された処方せん又は同一の保険医療機関で一連の診療行為に基づいて交付された処方せんについては一括して受付1回」(2014年3月5日保医発0305第3号、厚生労働省保険局医療課長通知)とカウントします。ただし、同一日の受付であっても、例えば午前の処方せんの受付後に患者の病態が急変し、夜に再度医療機関を受診したような場合には、「別受付として取り扱って差し支えない」ことになっています。

今回は受付回数に関する質問ではありませんので、数え方の解釈については割愛しますが、保険医療機関によっては午前と午後で診療を担当する医師が異なることはありますので、ご質問のようなケースは十分あり得るものと考えます。

保険薬局においては、同一患者から同一日の午前と午後それぞれ処方せんを受け付けた場合、午後の処方せん受付時に患者からその理由を確認することが必要です。その際、患者から聞き取った内容に基づいて、その理由を確認もしくは問題ないことを把握できたのであれば、

さらに改めて医療機関側にその真偽を確認するまでもないでしょう。

また、調剤報酬明細書(レセプト)の作成にあたっては、複数の処方せんとして交付された理由まで記載することは求められていませんが、「摘要」欄には、「その他請求内容について特記する必要がある場合はその事項」を記載するよう求められています。したがって、別受付として算定したようなケースについては、必要に応じて「摘要」欄にその理由がわかるよう記載しておくことも必要です。

**Q** 患者がお薬手帳を忘れたため、薬剤服用歴管理指導料として34点を算定したのですが、その際、処方内容を記載したシールは交付しなければならないのでしょうか。それとも次回に患者がお薬手帳を持参した際に、まとめてシールを貼付することでも構いませんか。(東京都 匿名希望)

**A** シールを交付しなければならないということはありません。

2014年度調剤報酬改定で新たに設けられた薬剤服用歴管理指導料の特例(34点)は、保険薬剤師がお薬手帳に処方内容や注意すべき事項などの必要事項を「記載したか否か」で判断するものです。

薬剤服用歴管理指導料の算定要件では、お薬手帳を持参しなかった患者に処方内容などが記載されたシールのみを交付した場合には、通常の所定点数(41点)ではなく特例の所定点数(34点)を算定することが示されています(表1)。しかし、ここで説明しているのは、どちらの所定点数を算定するかということであって、必ずしもお薬手帳を忘れた患者にシールを交付するよう求めているものではありません。

患者がお薬手帳を持参しなかった場合の具体的な対応については、個々の保険薬局に委ねられることになりま

表1 薬剤服用歴管理指導料の算定要件

区分10 薬剤服用歴管理指導料 (15) <u>所有している手帳を持参しなかった患者に対して必要な情報が記載された簡潔な文書(シール等)を交付した場合は、薬剤服用歴管理指導料の「注1」ただし書にかかる所定の点数<sup>*</sup>を算定する。</u> ※34点
--

〔診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について〕(2014年3月5日、保医発0305第3号)別添3)

す。もしシールのみの交付を行わない場合には、患者にその旨を説明のうえ、次回以降、患者からお薬手帳の提出を受けた際に、それまでの分と併せて必要な情報(処方内容や服用に際して注意すべき事項など)をお薬手帳に記載(もしくはシールを貼付)することで構いません。

## 質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者に聞かれて困ったこと、  
医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありませんか？  
皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

### 「質問の募集」要項

#### 1. 質問の範囲

- ①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問  
例えば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている実例や疑義照会の際に処方医の指示に納得できないでいる実例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。
- ②保険調剤・調剤報酬などに関する質問  
例えば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ 請求漏れがあった場合の対応は？ という質問など。
- ③調剤技術などに関する質問  
例えば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠

- を粉碎してよいか？ という調剤技術上の質問など。
2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係までお送りください。
3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記してください。
4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。
5. 質問ならびに回答は無料です。
6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

**送付先** 〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 富士・国保連ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局  
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270